

紀の川市では、経済的な理由により、お子さんを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に対して、学用品費や修学旅行費など学校での学習に必要な費用を援助する事業を行っています。

下記申請理由のいずれかに該当し、援助を希望される方は、申請書に記入し必要書類を添えて通学中の学校へ提出してください。なお、前年度に就学援助を受けていた方や新1年生で『新入学学用品費等の入学前支給』を受けた方も新たに申請が必要です。

◆ 対象者

紀の川市に住民票がある国公立の小中学校に通学する児童生徒の保護者で、次の申請理由のいずれかに該当する方

| 申請理由 | 証明書類 | 説明 |
|---|--|--|
| 1. 生活保護を受けている方 | 不要 | 修学旅行費のみの支給となるため、該当する学年のみ申請書を提出 |
| 2. 令和5年度以降に生活保護の停止または廃止の措置を受けた方 | 生活保護の停止または廃止決定通知書の写し | 通知書は市社会福祉課が発行したものの |
| 3. 令和5年度以降に市民税・固定資産税・国民健康保険税・個人事業税のうちいずれかの減免を受けた方 | 市県民税税額変更(決定)通知書 固定資産税決定通知書 国民健康保険税減免決定通知書 個人事業税の減免が分かる書類 | 市税務課が発行したもの 県が発行したもの |
| 4. 世帯全員の市民税が非課税である方 | 申請書裏面の「 <u>地方税関係情報の確認に係る同意書</u> 」を提出した場合、 <u>非課税証明書の提出は不要</u> | 左記の「同意書」を提出しない場合、 <u>令和6年度の世帯全員分の非課税証明書の提出が必要</u> |
| 5. 国民年金保険料が免除の方 (免除を受けている方が申請者となります) | 免除を受けている申請者となる方の「国民年金保険料免除申請承認通知書」の写し | ※ <u>日本年金機構理事長発行の有効期限内のもの</u> |
| 6. 児童扶養手当を受給している方 (児童手当・特別児童扶養手当ではありません) | 「児童扶養手当証書」の写し | 市こども課発行の有効期限内のもの |
| 7. 失業・病気などの事情により、収入が著しく減少し、子供の就学について援助が必要と認められる方 | 申請書裏面の「 <u>地方税関係情報の確認に係る同意書</u> 」を提出した場合、 <u>課税(非課税)証明書の提出は不要</u> 状況に応じた <u>証明書類が必要</u> | まず、 <u>教育総務課まで連絡ください。</u> ・申請書、認定資料(民生・児童委員及び学校長意見や給料支払い明細書など)及び家庭の状況による各種書類を提出 |

※ 就学援助での『世帯』とは、同じ家に住んでいる方全員をいいます。例えば、祖父母等で生計や住民票を別にしている場合、同じ家に住んでいる場合は同一世帯とみなします。

また、単身赴任などにより同居はしていないが、生計を同一としている場合も同一世帯に含みます。

※ 国民年金保険料が免除の方で申請する場合は、国民年金保険料免除期間が6月までとなっています。7月以降も継続して就学援助費支給を受けたい場合、来年6月まで免除と記載された更新後の写しが必要になりますので、必ず更新手続きをお願いします。

◆ 申請方法

申請書と証明書類等を添えて次表のとおり提出してください。

| | 提出期日 | 認定日 | 提出先 |
|-------|----------------|-----------|--------------------------------------|
| 初回受付分 | 令和6年4月22日(月) | 令和6年4月1日 | 通学中の学校 |
| 随時受付分 | 初回受付分の提出期日以降随時 | 受け付けた月の1日 | 小学校・中学校の両方に就学している場合、それぞれの学校に提出してください |

◆ 『申請理由4』及び『申請理由7』で必要な非課税(課税)証明書について

申請者の負担を軽減するため、「申請書」裏面の「同意書」にご記入いただいた方は、非課税(課税)証明書の提出を省略できることとしています。

ただし、「同意書」に記入のない方及び令和6年1月2日以降に紀の川市に転入して来られた方は、令和6年度非課税（課税）証明書の提出が必要です。これら場合、「申請書」のみ初回受付分の提出期日までに提出し、令和6年度非課税（課税）証明書は6月7日（金）までに通学中の学校へ提出してください。

- 令和6年度の証明書は6月から取得可能となります。本庁税務課または各支所・鞆淵出張所（令和6年1月2日以降に転入された方は、旧住所地の役所）等で取得し、学校に提出してください。（本人以外の非課税証明書を取得する場合は委任状が必要です。）
- 審査に所得金額や控除金額が必要ですので、所得の申告をされていない方は、申告をしてください。
- 高校生以下の方は不要です。ただし、18歳以下でも就労している場合は提出が必要です。

◆ 援助の内容・金額と支給対象者 《令和6年3月時点の内容》 金額は変更する可能性があります

| 援助費目 | 支給金額 | 支給対象者 | 支給時期 |
|---|--------------------|--|------------------------------------|
| 新入学児童生徒 学用品費等 | 小学1年生 57,060円 | 4月1日認定となった 小学1年生・中学1年生 入学前支給済み者は対象外 ※2月1日時点で就学援助認定 となっている小学6年生 | 【1年生】 1学期末に支給 【6年生】 3月頃支給 |
| | 中学1年生 63,000円 | | |
| 学用品費 通学用品費 | 小学1年 11,630円(年額) | 認定されているすべての児童生徒 ※年度途中での認定の場合、認定 日から月割りでの支給 | 各学期末に、それぞ れ月割りにして支給 |
| | 小学2～6年 13,900円(年額) | | |
| | 中学1年 22,730円(年額) | | |
| | 中学2～3年 25,000円(年額) | | |
| 校外活動費 (宿泊なし) ※交通費及び見学料のみ | 小学生 実費(上限 1,600円) | 校外活動(社会見学・遠足・宿泊 体験)実施日に認定されている児 童生徒 | 実施後の各学期末 のいずれかに支給 |
| | 中学生 実費(上限 2,310円) | | |
| 校外活動費 (宿泊あり) ※交通費・宿泊費・見学料 | 小学生 実費(上限 3,690円) | 修学旅行実施日に認定されてい る児童生徒 | 実施後の各学期末 のいずれかに支給 |
| | 中学生 実費(上限 6,210円) | | |
| 修学旅行費 ※交通費・宿泊費・見学料・ 保護者が均一に負担する その他の経費 | 小学生 実費(上限22,690円) | 修学旅行実施日に認定されてい る児童生徒 | 実施後の各学期末 のいずれかに支給 |
| | 中学生 実費(上限60,910円) | | |

※現在6年生で就学援助費の支給認定を受けた場合、3月に新入学学用品費等入学前支給分を含めて就学援助費を支給します。(ただし、新入学学用品費等入学前支給要件に該当しなくなった場合は支給しません)

◆ 結果の通知

| 申請時期 | 申請理由 | 時期 |
|-------|--------|---------|
| 初回受付分 | 4及び7以外 | 5月中 |
| | 4及び7 | 6月下旬頃 |
| 随時受付分 | 全て | 決定次第 随時 |

- いずれの場合も、通学している学校を通じて通知します。
- あくまでも目安となりますので、多少前後する場合があります。

◆ 注意事項

- 申請または認定後に申請内容に変更があったとき(氏、住所、申請理由の変更、祖父母と同居など世帯員の増加)、また再婚等経済状況の好転により就学援助の必要なくなったなど申請理由に該当しなくなったときは、速やかに通学する学校へ連絡してください。
- 年度を通して随時受け付けしていますが、原則、申請書受付月か要件発生日のどちらか遅い月の初日からの認定(支給)になります。
- 申請理由7で申請する場合は、住宅ローン等の債務返済は考慮できません。また、地区の民生・児童委員さんの意見書が必要になるため、教育委員会から民生・児童委員さんに申請内容をお伝えすることになります。

《問い合わせ先》

- 紀の川市教育委員会 教育総務課 学校教育班
電話 0736-77-2511(代表)
- 通学中の学校